

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけ届けたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

Index

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

公益認定等委員会だより (その 5)	……………2011.1. 1 掲載版
全国申請状況	……………2011.1. 7 速報版

NEWS ・ お知らせ

公益法人実務研修会 『一般移行認可申請書の審査の要点』	……………2011.2.4 セミナー開催！
--------------------------------	-----------------------

今月の TOPIX

平成 23 年度税制改正大綱 市民公益税制改正のポイント解説
認定申請における公益目的事業の範囲 (事業のまとめ

方)

公益法人協会等からのお知らせ ・ 最新動向について

～ よくある誤解についての回答、申請書類に関する注意事項 ～ ほか

本年 1 月 1 日に公表された、公益認定等委員会だより(その 5)を掲載します。

1. 蓮舫大臣からのメッセージ = 公益活動を応援いたします！ =

移行期間が残り 3 年を切り「柔軟かつ迅速」をモットーに、よりスピーディーな審査に向けた取組みを

紹介し、早期申請の検討をお勧めする内容となっています。

2. 法人関係者の皆さまへ

・各種法人サポートの紹介、新たな取組み

(新)申請の検討ポイント等を解説した動画コンテンツをホームページで配信予定(準備中)

(新)申請書類の記載例公表 他

・新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケート 中間集計結果

・よくある誤解についての回答

(Q1)負債に計上できる引当金とは？

(A1)一定の要件:4要件を全て満たすもの

[]詳細は、公益認定等委員会だより(その5)(以下「その5」) P.6 をご覧ください

(Q2)10年超の特定費用準備資金は認められるか？

(A2)YES : 事業内容・時期が具体的で、費用を合理的に見積もることが可能な場合はO.K.

(Q3)移行認定後、法人格を異にする団体(支部)の名乗り方は？

(A3) 支部が法人の「中」(=法人の一部)か「外」(=法人格が違う)かで異なる

法人の「中」: 公益社団法人 協会××支部

法人の「外」: 協会××支部

注)不正目的の名称使用でないことが確認できればO.K.(本部が許諾等)

[]詳細は、その5 P.7 をご覧ください(参照 FAQ問 -1-)

3. 委員会からのお知らせ

・申請書類に関する注意事項 = 追加記載 =

理事、監事、及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類について

[]その5 P.9 : 詳細については前回のメルマガ(Vol.4) 今月のTOPIX をご覧ください

4. 公益認定等委員会委員長からのメッセージ

[]その5 P.12 : 詳細については前回のメルマガ(Vol.4) 新制度施行3年目を迎えての委員長談話 をご覧ください

内閣府からのお知らせ詳細 >>>

[] 公益認定等委員会だより(その5)

<http://bit.ly/dl3drA>

全国申請状況 ~統計情報~

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成22年12月末時点:全国の申請状況(平成20年12月1日~平成22年12月31日)

行政庁からのお知らせ詳細 >>>

<http://bit.ly/fpR5da>

=====

NEWS ・ お知らせ

『一般移行認可申請書の審査の要点』

主催：全国公益法人協会 西日本業務局

公益法人実務研修会 第2日目 2月4日(金)

篠原公認会計士事務所グループ代表 篠原 俊が講師を務めます！

公益法人実務研修会 (IN 沖縄)

日時：2月4日(金) 10:00～15:30 講演

15:30～17:00 個別相談 (個別相談は30分ずつ3法人)

会場：沖縄県市町村自治会館 (第4、第5、第6会議室) 沖縄県那覇市旭町 116-37

講師：篠原 俊 (篠原公認会計士事務所グループ 代表)

概要： 一般への移行認可における定款記載の要点

公益目的支出計画作成の要点

1. 公益目的財産額の算定
2. 実施事業の考え方
3. 公益目的支出及び実施事業収入

移行認可を受けた法人のその後必要になる申請書類

1. 変更認可申請、届出
2. 定期提出書類

詳細はこちら、セミナー情報より >>> <http://www.shinohara-cpa.com>

=====

今月の TOPIX

- 1 平成 23 年度税制改正大綱 市民公益税制改正のポイント解説
- 2 認定申請における公益目的事業の範囲 (事業のまとめ方)

TOPIX 1

政府は昨年(2021)の 12 月 16 日、臨時閣議で平成 23 年度税制改正大綱を決定し、公表しました。

今回はその中の市民公益税制に関する改正論点について、ポイントを解説します。

大綱の成り立ち：3部構成

第1章 基本的な考え方

省略

第2章 各主要課題の平成 23 年度での取り組み

市民公益税制 …… . 基本的な考え方 …… . 改革の取り組み

第3章 平成 23 年度税制改正

市民公益税制 ……改正論点各論 (第2章 の詳細)

. 基本的な考え方 (「市民公益税制」として)

「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向け、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」)をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援する。

. 改革の取組み

1) 所得税の税額控除制度の導入

趣旨 : 草の根の寄附を促進するため、所得税において新たに税額控除を導入し、所得控除との選択制とする。

対象 : 認定NPO法人と、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人 (参照)

下線部の各法人については、認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト(PST)と同様の要件、及び情報公開に関する要件を満たす必要がある。

(市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されていることを担保するため)

内容 : 現行の所得控除方式との選択で、

(寄附金額 - 2,000 円) × 40% 所得税額から控除可能 ()

(寄附金額 - 2,000 円) × 10% 個人住民税額から控除可能

注) 控除対象寄附金額 = 総所得金額等の 40%相当額を限度とする
税額控除限度額 = 所得税額の 25%相当額を限度とする

適用時期 : 平成 23 年分から適用

2) 法人税制 (法人税関係)

主な内容

法人税率の引下げ

普通法人・中小法人(一般社団法人等及び人格のない社団等を含む)の法人税率が
(現行) 30% (所得 800 万円以下の軽減税率 22%) (改正) 25.5% (軽減税率 19%)
に引下げられます。また、軽減税率は時限特例が設けられており、(現行) 18% (改正) 15%
に引下げられ平成 26 年 3 月末まで延長されることとなります。

一般の寄附金の損金算入限度額の縮減

(現行) (所得基準額 (A) + 資本基準額 (B)) × 50%

(改正) (所得基準額 + 資本基準額) × 25% へ半減

(A) = 所得の金額 × 2.5%

(B) = (資本金額等 + 資本積立金額) × 0.25%

を受けて

特定公益増進法人等(公益社団・財団法人、認定NPO法人等)に対する寄附金の別枠の損金算入限度額の拡充

3) 特定寄附信託(「日本版ブランド・ギビング信託」)に係る利子所得の非課税の創設

個人所得課税関係において租税特別措置として、公益法人等(公益社団・財団法人、認定NPO法人等)への寄附を主たる目的とする特定寄附信託については、信託財産から生じる利子所得について所得税、個人住民税が非課税となります。

* 以下については、主にNPO法人についての改正事項(検討項目含む)となります *

4) 認定NPO法人制度の見直し

5) の新認定法に基づく新たな認定制度が施行されるまでの間の対応として、認定NPO法人のPST要件について、一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入し、現行の判定方式との選択制とする。

補足) そもそも、PSTとは何かについて簡単に説明すると・・・

認定NPO法人の認定を受けるための要件の1つで、一般大衆に支援されている度合いを一定の算定式によりテストするものです。(現行の算式については、内閣府のホームページをご参照ください。)

見直しの主な内容(経過措置)

現行との選択制で、絶対数基準(= 3,000円以上の寄附者が100人以上)に依拠して判定都道府県又は市区町村で条例指定を受けたNPO法人についてはPST要件を免除

PST算定式で、総収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合の特例を廃止し、その割合を、(現行)3分の1以上 (改正)5分の1以上とする

適切な税制上の事後的是正措置を整備する観点から、認定取消しがあった場合、その原因となる事実のあった事業年度まで遡った取戻し課税を行うこととする。

注)平成23年4月1日以後の開始事業年度に損金算入するみなし寄附金について適用

適用時期 : 平成23年から

5) 新認定法()に基づく新たな認定制度 = NPO法人の認定制度 / 今後の検討項目 =

正式名称 = 改正特定非営利活動促進法 (以下「新認定法」と記載)

新たな法律又は新認定法による認定制度の整備を各関係省庁他との協議を経て、平成24年4月から開始できるように次期通常国会で所要の法整備が行われることを目指す。

新たな認定制度の趣旨 : 認定の間口は広く、事後チェックをしっかりと行う

新たな認定制度の内容

仮認定制度の導入

設立後5年以内のNPO法人がPST要件以外の認定要件を満たす場合、仮認定を受けることができる制度

認定事務を現行の国税庁から地方団体に移管 等

新たな認定制度の下での税制措置

仮認定を受けたNPO法人は、寄附金控除の対象とする

みなし寄附金制度の拡充

所得金額×50% 又は、200万円のいずれか大きい金額 への引き上げ措置
(社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合)

6) 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税) = 控除対象寄附金の拡大 =

主な内容

都道府県又は市区町村が条例指定した認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金
(= 適用対象寄附金)を個人住民税(地方税:市町村民税)の寄附金税額控除の対象とする
個人住民税(地方税)の寄附金税額控除の適用下限額を、(現行)5,000円 (改正)2,000円
に引き下げる
ふるさと寄附金(= 特定のNPO法人等に対する寄附金)の活用

適用時期 : 平成24年度分以後の個人住民税について適用

* 今後の検討項目 *

7) 寄附金控除の年末調整対象化

源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、検討を行うこととされました。

【まとめ】 公益法人等に関係する今回の改正の中心は、以下のとおりです。

- A 税額控除の導入
- B 認定NPO法人制度の見直し 新認定法に基づく新たな認定制度創設へ
- C 法人税率の引下げ、一般の寄附金の損金算入限度額の縮減

上記に関する詳細、その他の改正項目等については、内閣府ホームページより
「平成23年度税制改正大綱」(平成22年12月16日掲載分)をご覧ください

TOPIX 2

今月は認定申請における事業のまとめ方の参考として、最新の申請事例をご紹介します。

公益目的事業以外に、公益目的事業に付随する売店、自動販売機等からの収入があるケース

(全国公益法人協会 編集局だより 一部抜粋)

< 財団法人 病院 移行認定申請書を入手 >

過疎地での事業であることを前面に、公益目的事業に病院から訪問介護、売店、自動販売機に

至るまで、すべて一本の事業にしています。収支相償も大幅な黒字ですが、病院の増築や医療機器の購入を予定していることを理由として基準をクリアしています。

99%が公益目的事業ということで、このような方法もあるという一例です。

<スタッフより>

新年を迎え、今年第1号のメルマガの配信です。

スタッフ一同気持ちも新たに、より一層皆様のお役に立つ情報をお届けして参りたいと考えております。今年もご愛読下さいますよう、よろしくお願い致します。

インフルエンザが大流行しております。体調には充分お気を付け下さい。（河村）

ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581
